

地域指定年	昭和 48 年
計画策定年	昭和 49 年
計画見直し 年	昭和 58 年
	平成 6 年
	平成 10 年
	平成 16 年
	平成 23 年
	平成 30 年

札幌農業振興地域整備計画書

平成 31 年 1 月

北海道札幌市

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	3
2	農用地利用計画	4
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	森林の整備その他林業の振興との関連	6
3	他事業との関連	6
第3	農用地等の保全計画	7
1	農用地等の保全の方向	7
2	農用地等の保全のための活動	7
(1)	耕作放棄地の保全管理の支援	7
(2)	耕作放棄地の有効活用を図るための施設整備	7
(3)	農地の保全管理等のための支援	8
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的 な利用の促進計画	9
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導 方向	9
(1)	効率的かつ安定的な農業経営体の農業経営の目標	9
ア	作物別誘導方向	9
イ	営農類型	10
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る ための方策	10
(1)	地域営農集団の育成対策	10
(2)	農地の流動化対策	11
(3)	地力の維持増進対策	11

第5	農業近代化施設の整備計画	14
1	農業近代化施設の整備の方向	14
(1)	作物別農業近代化施設の整備の方向	14
(2)	区域別農業近代化施設の整備の方向	14
2	農業近代化施設整備計画	15
3	林業の整備その他林業の振興との関連	15
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	16
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動	17
(1)	農業の技術・知識の習得への支援	17
(2)	就業準備等に必要な資金手当ての支援	17
(3)	生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援	17
(4)	就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援	17
(5)	将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進	18
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	19
第8	生活環境施設の整備計画	20
1	生活環境施設の整備の方向	20
2	生活環境施設の整備計画	20

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、東は石狩川から野幌原始林にかけての低地帯、西は手稲山系、南は支笏洞爺国立公園に連なる山岳地、北は日本海に接する石狩砂丘地に囲まれている。

本市の人口は、戦後、特に昭和35年以降急激に増加し、平成28年度末時点で194万人を擁しており、過去からほぼ一貫して増加している。しかし、近年はその増加のしかたが緩やかになり、今後は減少に転じ、平成37年の総人口は現在と同程度と予測されている（平成32年の札幌市の将来人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「市区町村別将来推計人口」及び農政部推計に基づく）。

平成25年には、市民と行政が共有できる新たなビジョンである「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定し、さらに平成28年3月にはこのビジョンをうけた「第2次都市計画マスタープラン」を定めており、市街地は拡大の抑制を基調とする一方、市街地の周辺については、自然環境を保全することとしている。

本市の都市空間は、農地・山林等の広大な自然緑地が市街地を取り囲み、独自の都市個性を形成していることから、その特質を生かし、良好な自然環境の適切な維持保全と、さらなる創出を誘導するため、特に平地系緑地については農業振興により農地の保全を図っていくこととしている。

本市は、市街化調整区域31,778haのうち15,652haが農業振興地域に指定され、その現況は農用地2,280ha、山林・原野3,897ha、雑種地、農家住宅などの非農地9,406ha等であるが、農用地面積は年々減少している。また、平成28年度に本市及び農業委員会が実施した耕作放棄地全体調査により、農業振興地域内に154haの荒廃農地を確認しており、その解消も重大な課題となっている。

そこで、現在指定している農用地区域については、市民に対する新鮮かつ良質な農畜産物の供給や緑地的空間など公益的機能を維持するため、極力農用地区域の設定を継続し、生産基盤である農地の保全と良好な営農環境を確保する。

農業振興地域においては、地域農業の活性化、経営の近代化等を進め、地域の特性に応じた都市型農業の振興を図るとともに、多様な担い手を育成し、農用地区域を中心に耕作放棄地の解消に向けて取り組む方針である。

本市の農業振興域における土地利用の現況は次表のとおりである。

農業振興地域における土地利用の現況

単位：ha, %

区 分	農用地		農業用施設 用地		山林・原野		その他		計
	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積
現 在 (平成28年)	2,280	14.6	69	0.4	3,897	24.9	9,406	60.1	15,652

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地について農用地区域の設定方針

農業振興地域15,652haのうち、おおむね次に掲げる約940haについて、農用地区域に設定する方針である。

- a 集団的な農用地に含まれており、指定が適当と判断される農地
- b 国の直轄又は補助による土地改良事業の施行に係る区域内にある土地
- c 集団的な農用地には含まれないが、aの地区に近接し、良好に耕作されていることから指定する農地等
- d a～c以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地等
- e 新規編入についての方針
 - aに接している農地（原則、現況が農地として利用されているもの）で、現在農用地区域に指定していないもののうち、地権者の希望があるものについては、今回の見直しにおいて新規編入を行う。

(イ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

設定した農用地区域のうち、現況が農業用倉庫、家畜舎、作業場等については、農業用施設用地として設定している。今後も、農業者の農地転用計画にあわせて、農地の集団性を妨げない範囲において用途変更に対応する。

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農用地区域として指定が適当である農用地に隣接し一体的に保全する必要があると認められる現況森林、原野等については農用地区域に設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域に設定した土地については、その用途を農地と農業用施設用地に区分し、地域の特性に応じ土地基盤、農業近代化施設の整備等を計画的に進め生産基盤の強化を図るとともに、畑については、基本的には基幹作物である野菜生産を中心とした経営を視野においた効率的な土地利用を、田については、過去の米の生産調整対策により大部分が転作されているため、転作を中心とした土地利用を推進する。

また、土地利用に関する法令やこれらに基づく土地利用計画、長期総合計画との整合性を図りながら、適正な農用地の保全を期する方針である。

農用地区域の用途区分				単位：ha
農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計
919.1	—	—	19.7	938.8

イ 用途区分の構想

(ア) 西部（手稲区）

手稲山口地区周辺は砂丘地帯であり、主にスイカ、カボチャを中心とした普通畑として利用されている。スイカの生産は古くから行われているほか、砂質土壌の特性を生かした高品質のカボチャは、市場や消費者から高い評価を得ている。今後も果菜生産地としての土地利用を推進する。

手稲前田地区周辺は、市街化区域界、前田森林公園及び北区との区界に囲まれる平坦地で酪農が行われ、農用地は、主に飼料畑として利用されている。今後も飼料畑を中心とした土地利用を推進するとともに、当地区は市民農園整備促進法により整備された市民農園の利用率が高いため、今後も市民農園等の体験農園の整備を推進する。

(イ) 北東部（北区・東区）

篠路・茨戸地区、拓北地区、福移・中沼地区、東雁来地区周辺は、茨戸川、伏籠川、篠路新川、雁来新川などの河川に囲まれた平坦地で、かつては水田

地帯であったが、国の進める米の生産調整対策によって、水田は約15haに大幅に減少し、大部分の農用地が、飼料畑やレタス等の野菜畑へ転換されている。今後も、現況田は水稻生産とし、転作田は飼料畑や野菜栽培を中心とした普通畑としての活用を振興する。

この地区では酪農も行われており、特に飼料作物の作付けが多い拓北地区及び福移・中沼地区は、今後とも酪農地帯としての土地利用を推進する。

上篠路地区、栄町地区、丘珠地区周辺は、肥沃な沖積土地帯で、古くからタマネギ畑として利用されている。今後とも、タマネギを中心とし、軟弱野菜を組み入れた野菜生産地として振興する。

(ウ) 南部（南区・清田区）

山間丘陵の傾斜地で、野菜と花きが少量多品目で生産されている。南区には水田もあり、面積は小さいものの教育田として小学校の農業体験等にも利用され、食と農業を理解する貴重な場となっている。また、札幌市独自の制度である、農業交流関連施設認定施設も整備され、市民と農家の交流が盛んな地域でもある。清田区は市民農園の開設が多い地区であり、多くの市民に利用されている。

この地区は、一戸あたりの経営規模は小さく、農地の点在化が進んでいるが、市民の求める新鮮・安全・安心な農産物を提供し、地産地消を推進する観点から、農用地の保全は重要であり、今後も都市周辺のメリットを生かし、消費者ニーズに対応した都市型農業の振興を図る。

2 農用地利用計画

別記（P21～P27）の通りとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農業生産基盤整備については、すでに団体営規模の土地基盤整備事業など各種事業によりおおむね完了しているが、必要に応じ、農用地区域を主体として、地区の状況を勘案し、圃場条件の悪い未整備地区などについて生産基盤の整備を検討し、実施することとする。

(ア)西部（手稲区）

手稲山口地区は、砂質土壌の特性を生かしたスイカ、カボチャの集団的産地であり、生産基盤に係るかんがい施設等の整備はおおむね完了している。

手稲前田地区は、草地造成・道路整備等の基盤整備はおおむね完了しており、飼料畑として利用されている。

(イ)北東部（北区・東区）

篠路・茨戸地区及び拓北地区周辺は、転作田においてタマネギ、レタス、小麦、飼料作物等の生産が行われており、引き続き排水不良個所については、必要に応じ暗渠排水整備を行う。

福移・中沼（北側）地区は、酪農及び小麦等の生産が行われており、農業公社牧場設置事業により基盤整備は完了し、酪農地帯として利用されている。

上篠路地区、栄町地区周辺は、タマネギの生産地であり、排水不良個所については、必要に応じ暗渠排水の整備及び客土を行う。

丘珠地区周辺は、タマネギ、軟弱野菜の生産地である。さらに、集約型経営の振興を図るため、生産基盤の整備として必要に応じかんがい施設や雨よけハウス等の整備を行う。

東雁来・中沼（南側）地区周辺は、主としてタマネギ、軟弱野菜の生産地であり、土地改良総合整備事業により基盤整備はおおむね完了している。

(ウ)南部（南区・清田区）

それぞれの地区の状況に即して、個別に対応する。

2 森林の整備その他林業の振興との関連

森林地域に隣接した地域での土地基盤整備については、森林整備計画との整合性を図りながら進めるものとする。

3 他事業との関連

農業振興地域内において、河川の改修事業、道路や公園緑地の整備等が計画されているが、それら公益性が高いと認められる事業について、当該農用地区域の範囲又は整備計画を変更する必要があると認められる場合には、遅滞なく所要の調整を図り進めるものとする。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の経営耕地面積は近年では減少の一途をたどり、平成27年現在で1,698ha（農業センサス）となっている。

このような減少傾向が続く要因として、農業者の高齢化や後継者難による担い手不足、営農意欲や農業所得形成力の低下等を背景とした耕作放棄に伴う非農地化の進行、市街化に伴う農地転用などが主なものとして挙げられる。

農地は、市民への食料の生産供給機能のほか、さまざまな公益的機能を有しており、第2次都市計画マスタープランにおいても、緑地的な要素としても価値のあるものと認識し、その保全と活用を図ることとしている。

平成28年度に実施した耕作放棄地全体調査及び農用地区域の基礎調査で、農用地区域内農地において33.0haの荒廃農地が明らかとなっている。農業政策の重点対象地として位置付けている農用地区域内の耕作放棄地の解消は、重要な課題であるため、農地の保全を主な目的とした農業施策は、農用地区域に重点を置くこととし、農用地区域内の耕作放棄地の解消を優先的に実施する。

また、地域農業のさまざまな担い手を育成し、その担い手に農地を利用集積して、遊休農地の抑制と農地の有効利用を図るとともに、市民農園などを組み入れた農地の多面的活用を進めていく。

2 農用地等の保全のための活動

(1) 耕作放棄地の保全管理の支援

市内農業者は、高齢化や後継者難に加え、厳しさを増す農業経営を背景に、農業経営の維持拡大が困難になり、今後、農地の遊休化が急速に進むと見込まれるなか、遊休農地の有効活用が地域の良好な営農環境を維持するうえで大きな課題となっている。

このため、農家の経営体としての体質強化を図る必要があり、農地所有適格法人など組織経営体の新たな設立促進や家族経営協定締結の促進に努める。

異業種の農業参入については、新たな担い手を確保するうえから、平成21年に農地法が改正となり、企業等法人が直接農地を賃借できるようになった。また、平成26年より農地中間管理事業がスタートし、農地の借り手を公募で探すという新たな方法もできたことから、地域農業と調和のとれた企業参入の実現に向けて、関係機関・団体と連携して検討を進める。

(2) 耕作放棄地の有効活用を図るための施設整備

札幌市の地域特性に即した都市型農業の推進を図るため、生産現場への直接的な生産振興事業および関連業務を総合的に実施する生産支援の拠点施設として農業支援センターを平成7年度に開設している。

農業支援センターでは、平成 13 年度より、市民の農業参加を視野に入れた農業講座「さっぽろ農学校」の実習の場として研修機能を担っており、今後も研修機能を強化するとともに、卒業生が新たな担い手や農業と市民の接点で活躍する人材となるよう支援する。

(3) 農地の保全管理等のための支援

効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手に対する農用地の利用集積を促進するため、農用地区域を中心とする農地の流動化支援策や市民農園の整備に向けた施策を推進する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の農業経営の目標

ア 作物別誘導方向

本市の作物別誘導方向は以下のとおりとし、併せて農地の流動化による担い手への集積、農作業の共同化等を進めるとともに、担い手を核とした共同販売体制の整備を進める。加えて、本市には、多様な食品産業が集積しているため、これらの企業と連携し、地元農産物または一次加工品を素材とした商品開発を促し、札幌産農産物の新規需要の確保や販路拡大を図る。

また、環境保全や消費者ニーズに対応した安全で良質な農産物の生産拡大を図るため、生産者と消費者との相互理解の形成と、土づくりを基本として農薬や化学肥料の使用を可能な限り抑えた環境にやさしい農業を推進する。

(ア) 野菜

野菜は本市の基幹作物であり、都市農業の優位性を生かし、地産地消を基本とする鮮度を重視する作物を中心とした多品目栽培を推進するとともに直売や産直も含め多様な販路開拓を推進することにより、農業経営の自立を促す。

本市の伝統的作物であるタマネギは、野菜生産面積の約6割を占めるが、輸入タマネギの増加や他産地の規模拡大に伴い、競争力を失いつつある。また、化学肥料の連用や、有機物の施用不足により土壌の理化学性が劣悪化し、さらにはタマネギ価格の低迷、生産資材の高騰により経営体質は脆弱化している。

このような状況を踏まえ、生産性及び品質の向上を図るとともに、消費者ニーズに対応した品種の導入、作付け拡大を推進し、経営の安定化を図る。

(イ) 果樹

本市における果樹は、南区のリンゴ、サクランボ、ブドウなどのもぎとり式観光農園や直売が主体で、サクランボについては、雨除けハウスの導入により品質の向上を図ってきた。近年、ブルーベリーを始めとする小果樹も、機能性等の面から注目を集めており、栽培が広まりつつある。

今後も、リンゴ、サクランボを主体として、多品目果樹の生産の促進や優良品種の導入により魅力ある産地形成と作期の拡大を図る。

(ウ) 花き

本市の花きは、清田区真栄、有明地区を中心に小規模ながら市内各地で生産されており、夏期冷涼な気候を生かして道外移出も行われている。

切花については、ミナヅキ等の切枝花木やキイチゴ等の宿根性切花生産が主体となっていることから、これら品目による生産組織の強化を図り、「さっぽろの花」のブランド確立を目指す。

さらに、鉢花についても品質の向上や個性的な商品開発と併せて、春から初冬にかけての道外移出を促進し、消費と販路の拡大を図る。

(エ) 水稻

平成30年に国による米の生産数量目標の配分が廃止されるが、生産調整を実施している水田においては、転作作物の本作化を念頭に置いて、飼料作物と都市型野菜を中心に地域が主体となった産地づくりを展開するものとする。

(オ) 畜産

本市の畜産は、中規模経営が主体で、飼養戸数や1戸当たりの飼養頭羽数とも減少している。

今後は、環境問題も含めた生産・経営技術の高度化、経営の効率化等総合的な合理化によるコストの低減を図るとともに、経営体質の強化を図る。

イ 営農類型

主業農家における代表的な営農類型は、P12～P13による。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は、都市化の進行に伴う開発や投機的な土地取引等により農地のスプロール化が早くから進み、また、農地価格の高騰に伴う農地の資産的保有傾向の高まりなどから、経営規模拡大を含めた集団的な土地利用を阻害している。

一方、農業従事者の高齢化、後継者不在等を背景とした農地の遊休化の拡大や野菜生産地での連作障害の発生などから、生産機能の低下と営農環境の悪化が深刻化してきている。

したがって、農地の効率的、総合的な利用を促進するため、農作業の共同化、共同利用施設の整備など中核的担い手を核とした地域営農集団の組織化を図るとともに、農地流動化の促進に係る対策を総合的に推進し、地域農業の中核的な担い手へ農地の利用集積を進める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域営農集団の育成対策

小規模な兼業農家、高齢農家や土地持ち非農家が増加する中で、農地の効率的利用を促進するためには、合理的な生産供給体制や農地保全・管理について、地域が一体となって取り組んでいくことが必要である。

このため、効率的・安定的な経営を目指す認定農業者や効率的かつ安定的な農業経営体など中核的担い手を育成し、これらを地域の核として、地域特性に応じた農作業の受委託や共同化、共同利用施設・機械の導入など生産活動の組織化へと誘導する。

(2) 農地の流動化対策

農地の集団的・効率的な利用を促進するには、営農意欲の高い農業者への円滑な利用集積を図るなど積極的な農地流動化対策を講ずる必要がある。

このため、農業委員会や関係団体等と連携し、売買、貸借に関する農地情報の提供や農用地の利用調整を進めるとともに、農地の流動化を促進する奨励制度などにより、利用権設定等促進事業を積極的に活用し、規模拡大を指向する認定農業者や登録中核農家など中核的担い手に農地が円滑に移動・集積するよう流動化を推進する。

(3) 地力の維持増進対策

農業支援センターで行う土壌診断による科学的なデータに基づく施肥や土壌管理の定着を図りながら、堆肥投入等による土づくりを推進する。

主要な営農類型

〔個別経営体〕 1

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
① 野菜専作Ⅰ (タマネギ型)	<p><作付面積等> タマネギ 6.5ha (所有地 4.0ha) (借地 2.5ha)</p> <p>施設用地 0.1ha</p> <p><経営耕地面積> 6.6ha</p>	<p><農業機械等> トラック 2t トラクター(50ps) 乗用移植機(4 畦) 収穫機 フロントローダー(50ps) 根切機(4 条) ブームスプレヤー 選別機 農舎(110 m²) ハウス(育苗 300 m² 3 棟)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施 パソコンによる経営管理、労務、財務、圃場管理 作物別原価の把握と分析 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 期間内の雇用労働力の確保 <p><家族労働> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</p>
② 野菜専作Ⅱ (ホウレンソウ型)	<p><作付面積等> ホウレンソウ (雨よけ 4 作) (延べ栽培面積 4.3ha)</p> <p>施設用地 0.1ha</p> <p><経営耕地面積> 1.3ha</p>	<p><農業機械等> 農用トラック 2t トラクター(13ps) 農舎(110 m²) ハウス(栽培) 330 m² 30 棟 動噴 真空播種機 灌水ポンプ</p>		
③ 野菜専作Ⅲ (ブロッコリー・レタス型)	<p><作付面積等> レタス(露地 2 作) 1.6ha ブロッコリー(露地 2 作) 2.0ha 施設用地 0.1ha</p> <p><経営耕地面積> 3.7ha</p>	<p><農業機械等> 農用トラック 2t 乗用トラクター(50ps) セル苗移植機 動力噴霧器 農舎(100 m²) ハウス(育苗)</p>		

〔個別経営体〕 2

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
④ 果菜専作 (かぼちゃ型)	<作付面積等> かぼちゃ(トンネル) 2.9ha スイカ(トンネル) 0.7ha スイートコーン(露地) 1.1ha 施設用地 0.1ha <経営耕地面積> 4.8ha	<農業機械等> トラクター(50ps) トラック 2t マニュアルスプレッター 管理用ターラー(5.8ps) プームスプレーヤー 農舎 ハウス(育苗) (300㎡2棟)	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営管理、労務、財務、圃場管理 ・作物別原価の把握と分析	・休日制の導入 ・期間内の雇用労働力の確保 <家族労働> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
⑤ 果樹・野菜 複合 (オウトウ・イチゴ型)	<作付面積等> オウトウ(直売・観光) 1.1ha ミトマ(ハウス) 0.1ha イチゴ(露地) 0.1ha アスパラガス(露地) 0.1ha 施設用地 0.1ha <経営耕地面積> 1.5ha	<農業機械等> トラクター(30ps) 管理用ターラー(5.8ps) 動噴 農舎 ハウス(300㎡3棟)		
⑥ 酪農専業	<飼養頭数> 経産牛 60頭 <作付面積> 飼料作物 55ha 牧草 13ha デントコーン 2ha 施設用地 2ha <経営面積> 70.0ha	<農業機械等> トラクター(50~80ps) 2台 農用トラック(2t~4t) 2台 マニュアルスプレッター 1台 バーンクリーナー 1台 収穫機 1台 フロントローダー 1台 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 収納庫 1棟		

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

(1) 作物別農業近代化施設の整備の方向

ア 野菜

不安定な農産物価格に対し足腰の強い経営とするため、地域性・市場性を生かした作物作付けを基本として、雨よけハウス等の栽培管理施設、予冷施設や選果施設等の集出荷貯蔵施設、天候に左右されずに周年出荷を可能とする高度環境制御栽培施設等を必要に応じて整備し、生産コストの低減や地元での有利な販売体制を確立する。

イ 果樹

観光果樹を主体にサクランボやブドウ等の経営安定化を図るため、雨除けハウス等の導入による安定供給を図る。

ウ 花き

出荷調整、品質の確保等を目的とした栽培施設、予冷施設等を必要に応じて整備し、産地形成によるブランド化を確立する。

エ 畜産

酪農を中心として、良質粗飼料の生産の推進を図るとともに、家畜ふん尿堆肥の農地への適正還元を促進するため、飼料生産機器等の整備を推進する。

(2) 区域別農業近代化施設の整備の方向

ア 西部（手稲区）

手稲山口地区は、気象条件や砂丘地帯を生かしたスイカ、カボチャの産地が形成されており、一層の品質の向上と平準化を図るため、パイプハウス等の栽培管理施設の導入を誘導する。

手稲前田地区は酪農団地として整備され、現在も農地は主に粗飼料生産に利用されていることから、良質粗飼料の安定生産と家畜ふん尿堆肥の適正還元を図る。

イ 北東部（北区・東区）

篠路・茨戸地区及び拓北地区周辺は、タマネギや葉茎菜を中心として、水稻や、水田転作による小麦、牧草、さらには、酪農地帯としての飼料作物の生産など幅広い作付が行われている。転作牧草を小麦や小豆など畑作物への転換を進め、野菜については、アスパラガス等土地利用型作物導入のため予冷施設等の集出荷貯蔵施設の導入を誘導する。

拓北地区は、泥炭地帯で排水が悪いことから、必要に応じ土地基盤整備を進めるとともに、畑作物と野菜を組み合わせた複合経営を推進するため、パイプハウス等の栽培管理施設、野菜集出荷施設を必要に応じ整備する。

福移・中沼地区は、主に飼料作物が生産されていることから、良質粗飼料の安定生産と農作業の効率化、家畜ふん尿堆肥の適正還元を図る。

上篠路地区、栄町地区周辺及び丘珠地区周辺は、タマネギ産地として確立しているが、補完作物であるコマツナ等の軟弱野菜又はトマト等の果菜類を安定生産出荷するため、パイプハウス等の栽培管理施設の整備を促進する。

東雁来・中沼地区周辺は、タマネギやレタスを主体とした露地野菜のほか、酪農地帯として飼料作物の生産が行われている。野菜については、ハウス野菜を組み入れた複合経営を推進するためパイプハウス等の栽培管理施設を誘導する。

また、酪農については、良質粗飼料の安定生産と農作業の効率化、家畜ふん尿堆肥の適正還元を図る。

ウ 南部（南区・清田区）

南区は主に野菜及び清田区は花き、軟弱野菜の生産地区であり、一層の品質向上と安定生産を図るため、集出荷施設及びパイプハウスの導入を進めることにより、直売に対応した多品目、多品種の栽培を支援する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の 種類	位置及び 規模	受益の範囲			利用組織	地区
		受益地区	受益面積	受益戸数		
高度環境制御栽培施設 及び集出荷施設 (付帯施設含む)	札幌市東区 丘珠町	丘珠町	4ha	5人	農地所有適格 法人	北東部
備考：H28 整備済						

3 林業の整備その他林業の振興との関連

森林地域に隣接した地域での近代化施設の整備については、森林整備計画との整合性を図りながら進めるものとする。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市農業においては、農業従事者の高齢化、農業後継者難に伴う担い手の不足及び農業所得の伸び悩み等により農家戸数は減少を続けているため、農業の継続と農地を保全するうえで地域農業のさまざまな担い手を育成することが急務である。

平成21年に改正された農地法では、今までの自作農主義から農地の貸借について見直し、農地の有効利用を促進するため、企業等法人や農作業常時従事者以外の個人も農地を賃借できるようになった。本市では、都市と共生する農業を目指し、新たな担い手の適正な参入が図られ、円滑な営農が持続されるよう関係機関・団体と連携を図りながら、中核的担い手と新たな担い手の育成システムの形成を進める。

なお、本市では、担い手育成のための研修や農業情報提供の拠点施設として、農業支援センターを整備しており、さらに、認定農業者の育成や後継者の就農、新規就農等による担い手の育成・確保を図るための農家住宅等の計画的な整備に努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	施設の対象者	備考
農業支援センター	東区丘珠町 569-10 約 8.3ha	農業を営んでいると認められた者及び 新規就農者	整備済み
農家住宅	清田区有明 142 番 1 の内 約 1,265 m ²	農業を営んでいると認められた者	整備済み
農家住宅	清田区有明 107 番 1 の内及び 108 番 1 の内 約 571 m ²	農業を営んでいると認められた者	整備済み
農家住宅	東区中沼町 178 番 約 992 m ²	農業を営んでいると認められた者	整備済み
農家住宅	東区東雁来町 395 番 3 の内 約 458 m ²	農業を営んでいると認められた者	整備済み
農家住宅	手稲区手稲前田 569 番の内 約 1,536 m ²	農業を営んでいると認められた者	整備済み
農家住宅	手稲区手稲前田 575 番 13 約 672 m ²	農業を営んでいると認められた者及び農業後継者	整備済み
農家住宅	清田区有明 215 番 1 の内 約 612 m ²	農業を営んでいると認められた者	整備済み

施設の種類	位置及び規模	施設の対象者	備考
農家住宅	北区屯田町 1041 番 1 の内 約 1,140 m ²	農業を営んでいると認めた者	
農家住宅	東区丘珠町 712 番 18 の内 約 882 m ²	農業後継者	

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業の技術・知識の習得への支援

- ア 経営感覚に優れた中核的担い手を育成するため、農業協同組合と連携を取りながら、各種講習会等の開催により支援を強化する。
- イ 農業後継者が円滑に就農できるように、農業支援センターでの研修・指導体制を強化する。
- ウ 農業に興味のある市民や将来の就農を考えている市民を対象に、農業知識・技術を習得する市民農業講座を開設し、新たな農業の担い手として養成する。

(2) 就農準備等に必要な資金手当ての支援

地域担い手センターの窓口として、新規就農や就農研修先の斡旋・相談業務及び就農予定者への支援資金等、種々の就農支援を今後とも実施していく。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

農業委員会、農地中間管理機構と連携し、売買、貸借に関する農地情報の提供を行う。また、新規就農者の円滑な就農を支援するため、関係機関により就農をサポートするシステムを構築している。

(4) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

市内農業者向け広報誌やインターネットホームページにより本市や農業委員会からの各種情報を提供している。

また、国の新規就農支援策である、青年就農給付金の案内や、札幌市の制度であるさっぽろ夢農業人育成支援事業を通じて、本市の農業を支える効率的かつ安定的な農業経営者を育成・確保するため、農業委員会、市内農協、石狩農業改良普及センターなどで組織する札幌市農業再生協議会を通じ、経営改善に関する相談の受付や各種支援を行う。

(5) 将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進

「人と農業・自然とのふれあい」、「都市と農業の共存」をテーマとして、農業に対する市民の理解と関心の高揚、憩い楽しみながら農業や食料に関することを身近に感じ、興味を持ってもらうための拠点施設としてサッポロさとらんどを開設している。サッポロさとらんどでは、将来の世代に対する農業や食料に関する啓発を図る目的で、市民及び小中学生の体験学習の場としての活用を推進している。

また、「さっぽろ農学校」の卒業生による農体験リーダーの派遣や、農的活動を行うNPOの取組み、学校給食への市内産農産物の提供等により、学校教育との連携による農業理解を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本市は、平成28年度末時点で194万人を擁する大都市として発展し、政治、経済、学術・文化等の分野において道内の中枢機能が集積されている。

このように、都市化の進展により、札幌市民は雇用機会に恵まれていることから、農業従事者の他産業への就業についても、今後とも安定して確保される見通しである。

また、効率的かつ安定的な農業経営の育成に向けては、農業従事者の農業生産技術や農業経営管理技術の向上を図るとともに、市民農園の開設や農畜産物直売所や農畜産物加工販売施設等については、経営の多角化及び安定化につながり、農地保全にも寄与するとの観点から、農業振興地域整備計画達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない範囲において農業者の整備を支援する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の方向

本市の農業生産地における居住環境は、市街地整備の進展に伴い生活環境施設の整備が著しく向上してきている。今後は、地域の状況を踏まえ、生活排水処理施設の整備を進める。

また、生活・文化の向上を含め総合的な農業環境の向上を図る観点から、農業・農地の持つ緑地空間としての機能等を積極的に活用し市民が土や緑とふれあい、憩う場を創出し、本市の新しい都市型農業を総合的に支援するための拠点施設として農業体験交流施設サッポロさとらんどを整備している。

2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	備考
サッポロさとらんど	東区丘珠町 約74ha	平成7年度第1期オープン 平成16年度第2期オープン 平成17年度第3期北西オープン
生活排水処理施設	農業振興地域	合併処理浄化槽の設置